

# 『新撰龜相記』と卜部氏の伝承形成

工藤 浩

卜部氏は、その名が示すとおり卜占を職掌とした氏族と考えられる。<sup>〔1〕</sup>律令では、大嘗祭・祈年祭・鎮火祭・道饗祭等の祭祀に携わることが規定されるが、これは同氏が卜占という本来の職掌を以て、中臣氏の支配の下で朝廷内にある程度の地位を築いてから後に得た、二次的な職掌と見られる。

〔天長七年八月十一日卜長上佐従八位下卜部遠継尔曰〕という奥書を持つ『新撰龜相記』は、卜部氏の氏文と考えられている。その本文中に記された、鎮火祭の起源に関する伝承と、『今略述龜誓』に始まる部分とは、他に見られない卜部氏独自の伝承として注目される。

本稿では、この「龜誓」の所伝を中心に、卜部氏が記・紀との関わりの中で氏族としての伝承をどのように形成したのかという問題を『新撰龜相記』の成立事情との関連か

ら考えてみることにしたい。

## 一

本題に入る前に先ず、記・紀に卜部氏と関係が認められる記事があるかどうかを確認しておく必要があるだろう。

記・紀には、系譜・伝承の両面とも、卜部氏について直接記した箇所は見られない。同氏との関連を持つ人物としては、『日本書紀』の次の二名が挙げられる。

〔壹伎直祖眞根子〕

(應神九年四月)

〔壹伎縣主先祖押見宿禰〕

(顯宗三年二月)

「壹伎直」「壹伎縣主」は、志岐卜部の前身である。ここで卜部と書かれないのは、この時点では卜部がまだ氏族として成立していなかったためだと考えられる。この点は、

〔對嶋下縣直待<sub>レ</sub>祠。〕

(顯宗三年四月)

という記事の、後に対馬ト部となつた「對嶋下縣直」も、同様であろう。

いっぽう『古事記』は、特に系譜記事に限って言えば、ト部氏について全くふれてはいない点が注目される。梅澤伊勢三氏によれば、神代から推古朝の条に出自が記載された氏族の数を比較すると、『日本書紀』は一一〇であるのに対し『古事記』は二〇一にも及んでいるのである。この指摘に照らして考えるならば、ト部氏の前身に関わる系譜は記・紀の中では特異な扱いを受けているということができるだろう。

伝承部分では、神代記の冒頭と『日本書紀』神代上第一段一書第四にアミノミナカヌシが、また『古事記』上巻国生みの条にアミノヒトツバシラがそれぞれ採られたことに、ト部氏が関与しているとの指摘がある。更に、先にふれたようなト部氏の職掌から見て、記・紀のト占の記事も検討を要する。

結論を先に言えば、これらはいずれもト部氏よりも、中臣氏との関係で捉えるべきである。中臣氏がアミノミナカヌシを信仰していたとの武田吉祐氏の見解も、『續日本紀』光仁天皇条天應元年七月の、

伊賀都臣。是中臣遠祖天御中主命廿世孫。意美佐夜麻之子也。

という記事により裏付けられよう。アミノヒトツバシラが記・紀に採用されたことも、天武紀十年の修史に加わつた中臣連大嶋の意向が想定できるのである。また、ト占はト部氏が台頭する以前は中臣氏の職掌であつたと見られる。

記・紀のト占関係記事は、夢占や陰陽道に基づくものを除くと、記が三、紀が二十六の計二十九箇所を数える。これらの中で、直接ト占を行う者は、二十五箇所に記載があるが、特に人代では天皇・皇后・皇子が十二と多数を占めている。それ以外では、天兒屋命が二箇所（記―天安河条、紀―神代下一書第二）と中臣連祖先探湯主が一箇所（垂仁紀二十五年三月）中臣氏関係の神人が三箇所に記載されている点が注目される。中でも天兒屋命は、五伴緒の起源を語る文脈の中でト占を行っている点が重要である。これは、記・紀編者が、ト占を祝詞奏上とともに中臣氏の職掌だと認識していたことを意味するのである。

## 二

さて、記・紀の記事にはト部氏の伝承が反映されていないことを踏まえた上で、『新撰龜相記』に記載されたト部氏の伝承を見てみたい。

『新撰龜相記』の奥書には「天長七年」「ト部遠継」と記されるが、この年号と署名を認めるか否かで諸氏の見解は

分れる。その判断はさておき、同書の価値についての評価としては、本文中に「本辞」「旧辞」の用語や、『古事記』の序文・上巻・中巻・下巻からの引用、更には随所に独自の割注が見られるなどの特徴が指摘されている。また、四二四〜四四四行の鎮火祭の起源を語る部分と、五三六〜五六六行の「今略述龜誓」に始まる箇所とが、独自性を有する伝承として挙げられる。本稿では、「龜誓」の内容を検討してみたい。

次にその全文の訓読を掲げる。

今龜誓を略述す。皇親神魯岐「天照太神の謚也」、神魯美命「高御産巢日神の謚也」、荒振る神、石木の草葉を掃ひ平げ、其の語を断つ。群神に詔して「吾が皇御孫命は、豊葦原の水穂の國を安平く知らし食せ。」とのりたまひて、天降り寄せ奉りし時、「誰の神か、皇御孫尊、朝の御食、夕の御食「尋常の御膳也」、長の御食、遠の御食「大嘗會の昏曉に聞こし食す御膳也」に聞こし食す。仕へ奉る可し。」と神問ひ賜はむ時に天香山に住む白真名鹿「一説に白真名鹿と云ふ」、「吾將に仕へ奉らむ。我の肩の骨を内抜きに抜き出して火成ト以て之を問へ。」とのりたまひき。問ひ給ひし時、已に火偽を致す。太詔戸命「天按持神の女天香池に住む龜津比女命、今天津詔戸の太詔戸命也」、進みて啓さく「白

真鹿は上つ國の事を知らず可し。何ぞ下つ國の事を知らむ。吾は能く上つ國、地下、天神、地祇の事を知れり。況んや復た人情憤悒をや。」とまおす。但し、手足、容貌群神に同じからず。故皇御孫命、天石座を放れ、八重雲を別け、天降り坐て御前に立ちて下り來れる也。「川に住む産は、晝は野鳥を喫ひ、夜は野獸を喫ふ。故、水路を原ね大海に往き、下つ水に魚放る矢を、上つ水に鳥放る矢を、中つ水に浮沈し海菜を食と爲し、塩途を床と爲し、石屋を家と爲し、潮落を以て羽翼と爲し、海の子釣を下ぐ。吾若し、釣を捨て棹楫を放棄し、其の船を用ひずは、將に大咎を爲さむとす。損なりと雖も復た命を生けむ、敢えて恨み咎むること莫かれ。海の子、又を撞き、八十村の災海の子食ふと雖も、朝夕に咎崇有らず。吾が八十骨「甲也」を日に乾き曝し、斧「小斧」を以て打ちて、天の千別に千別て甲の上甲の尻を真澄の鏡に之れ取り作して、「甲の表の瑕無きこと鏡の如き也」天つ刀を以て町「穴の體町に似る」を堀り、之を判じ掃ひ、天香山の布毛理木を採りて火燧を造り、天香火を撻り出し、天母鹿木に吹き着け、天香山の節无き竹を卜串に折り立て、之を問へ「今佐万師也。其の節を着けざること本辭之の如し」。曳く土は「灼く也」、下津國の八重にて將に聞かむとす。曳く

天は高天原の八重にて將に聞かむとす。通し灼きし神の方は衆神の中、天神地祇、將に聞かむとす。正に青山を枯に成し、枯山を青に成し、青河を白川に成し、白川を青河に成さん。國は、退ぎ立ちて限まり「八椀也」。天雲は、壁立ちて限まり「四方の雲立つ壁の如き也」、青雲は棚曳きて限まり「東雲且也」、白雲は向伏して限まり「西雲夕没也」、日の正從「西東也」、日の正横「南北也」、將に聞き通さむ。陸の道は馬の蹄の詣る所に限まり、海の路は船の鱧の泊まる所に限まる。

人の方を灼くは、衆人の心中鬱悒の事を聞かむ。正に將に知らん。七年の内、病苦の人も、死なずと聞かば將に生きなむ。石根木立ち草の片葉を踏み碎く英雄と雖も、將に死なむと聞かば、一時に死す。故に打ち置くは國の如く廣らかに、曳き立つは高天の如きと雖も、罪の隠れ通るる無し。」と申す。

### （筆者試訓）

この所伝は、天孫降臨神話の異伝という形をとっている。皇御孫命が豊葦原の水穂の國に降臨するにあたり、皇御孫命の御膳への奉仕者選定の卜占を行うという場面になっている。先ず「天香山に住む白真名鹿」別名「白真男鹿」が名告り出て、内抜にした自らの肩骨を火成卜にして占うことを勧める。次に「天按持神の女天香池に住む龜津比女命」

別名「太詔戸命」が進み出て、自らの甲に灼いたハハカ木をあてて占うことを主張するという展開である。

先にもふれたように、わが国の卜占は本来、中臣氏が行っていたと考えられるが、鹿の骨を用いた所謂太占が主流であったとされている。ある時期に、大陸から龜卜が移入され普及するのであるが、その際に貢献したのは壹岐・対馬の人々であったと考えられる。彼らは、いち早く龜卜の技術を身につけ、中臣氏の支配の下で次第に勢力を得て、卜部氏となったと言われている。

引用した『新撰龜相記』の記事は、そうした経緯に合致した内容である。従って、卜部氏の伝承としてふさわしいものだひとまずは認めることができるだろう。

### 三

この記事の全文は、『釋日本紀』第六卷述義の「太占」の項に引かれた「龜兆傳」のそれとほぼ一致している。伴信友はこの点に言及して、その内容を「虚説」と断じ、菅政友は鎌倉期の偽作と推定しているように、引用記事に対しては否定的な見解も多い。しかしその一方で、工藤隆氏のように「卜部氏独自の『強言』を断固主張している点こそ、氏族伝承としてのあり方にふさわしいとも言える」のだと、一定の価値を認める見解もある。「龜兆傳」の説を認めない

立場の伴信友でさえ、当該記事につき「そのかみの龜トの遺れる古傳なるべく、ほかにきこゆることの、無にしもあらぬを、」と書いてある点は、看過し得ぬものがある。そこで、『新撰龜相記』の所伝について、氏族伝承としての特徴を確認したいと思う。

先ず、記・紀の祭祀に関する氏族伝承には、祀られる神を中心に語るものと、神を祀る者の側に主眼を置くものの二通りあることがわかる。崇神天皇条に記される三輪氏の伝承が前者の典型である。疫病という形で表れたオホモノヌシの祟りは、その血を引く三輪氏の祖オホタタネコを行う祭祀によつて鎮められる。三輪氏は、祭祀を行う者の裔でありながら、系譜を辿ると祭祀の対象とされた神につながっているのである。後者には、先述の五伴緒の記事がある。太陽神アマテラスを祀る鎮魂祭に携わる諸氏の祖が、幣帛の調達、祝詞奏上、神樂奉納という形で祭祀に奉仕する事が語られる。この場合、五伴緒は勿論アマテラスと血縁は持ち得ておらず、神と神を祀る者との区別は厳然と存していることになる。しかしながら、いずれの場合も、祖先伝承の形をとることが大きな特徴として認められる。

『新撰龜相記』以外の、現存する四種の氏文に記された伝承は、この特徴が更に顕著であると言ふことができる。『住吉大社神代記』の記事は、神功皇后伝説の異伝の中で、津

守氏の祖タモミノスクネによる住吉神祭祀について記したものである。『古語拾遺』にはアメノイハト条における忌部首の祖フトダマノミコトの活躍を強調する内容が見られる。『先代舊事本紀』は、天孫の日向降臨に先立つ、物部連の祖ニギハヤヒノミコトの河内降臨を伝えている。『高橋氏文』にも景行紀より詳細な膳臣の祖イハカムツカリの功績譚が記されている。

これらの各氏族の祖は、記・紀の双方または少なくとも一方にその名が記されている。その業績についても、記・紀の記事を踏まえている点も共通している。そうであればこそ、『古語拾遺』の巻末の愁訴十一ヶ条に書かれるように、中臣氏との抗争に際して忌部氏側は、『日本書紀』の記事内容に立脚した処遇を朝廷に要求する事が可能になる訳である。従つて、各祖先についての伝承は、記・紀に比べて氏文の方が遙かに詳細に描かれるということも当然の成り行きであろう。

そこで、先に挙げた四種の氏文の所伝について、氏族伝承としての発展段階を考へるなら、次のように推定されるだろう。先ず最初に、各氏族本来の祖先の伝承とそれに纏わる系譜の存在が考えられる。これが『古事記』序文の「諸家之所」實帝紀及本辭」に該当するものである。次に、記・紀本文に採用された段階が想定される。この段階で、記・

紀編者の判断により、切り捨てられたり或いは歪曲された部分も存在するわけである。各氏族としては、記・紀に祖先の伝承や系譜が組み入れられることと引き替えに、編者の取捨選択に対して妥協を余儀なくされる。最後に、氏文に記された形である。氏文編纂の動機には、八世紀後半から九世紀にかけての時流の変化に伴う自家への処遇への不満が考えられる。この時代には、記・紀の記事は絶対的な価値を有するものであり、その影響を払拭することは無理である。氏文に記された氏族伝承は、記・紀に漏れた本来の伝承・系譜、即ち「諸家之所<sub>レ</sub>費帝紀及本辭」の内容を反映している可能性を含みながらも、記・紀に大きく依拠したものとなっているという点に充分留意する必要がある<sup>(14)</sup>。

このような事情が、『新撰龜相記』所載の「龜誓」の所伝に当て嵌まるかどうかを検討してみる。先ず、卜部の祖先伝承という形をとっていないという特徴が見られる。たしかに当該記事には「太詔戸命」或いは「龜津比賣」と卜部氏の祖神らしき名が記されているが、「卜部祖」と明記されていない点には注意を要する。

この二種の神名は、双方とも記・紀に記されていない。記・紀の五伴緒は、卜占を行う卜部氏の祖フトノリトノミコトを加えたものが本来の形であったことを示唆する。永留久恵氏の見解もある。

「太詔戸命」の名義であるが、「太詔戸」が「祝詞」を意味していることは、「布刀詔戸」（古事記）、「天津祝詞乃太祝詞事」（大祓・鎮火祭・道饗祭祝詞）、「天津祝詞乃太祝詞」（中臣寿詞）、「敷刀能里等其等」（萬葉集）などの用例からも明かであろう。この神名が、卜部氏本来の職掌である卜占に関するものでなく、祝詞から出たと考えられる点を見出すべきではない。祝詞奏上が、卜部氏ではなく中臣氏の職掌であったことは、先に述べたとおりである。また、太詔戸神を天兒屋命と同神と見做す説もある。繰り返しになるが、アメノイハト条が記・紀の記事のように纏められた時期には、卜部氏の朝廷内の地位はまだ低く、中臣氏の支配下にあったものと考えられることから、永留氏の説が成り立つ余地はないであろう。

『釋日本紀』所引の『丹後國風土記』の所伝中の浦嶋子は、五色龜の化した婦人と契る場面で、仙界の豎子から二回「龜比賣夫」と呼ばれる。工藤隆氏はこの記事に注目して、「龜津比賣」について「龜比売」なども考慮に入れつつ、考察して見る必要があるだろう。」と述べている。浦嶋子伝説は、『日本書紀』には、次のように書かれている。

丹波國餘社郡管川人瑞江浦嶋子、乘<sub>レ</sub>船而釣。遂得<sub>二</sub>大龜<sub>一</sub>。便化<sub>二</sub>爲女<sub>一</sub>。於是、浦嶋子感以爲<sub>レ</sub>婦。相遂入<sub>レ</sub>

海。到「蓬萊山」、歷「觀仙衆」。語在「別卷」。(雄略紀  
二十二年秋七月)

『丹後國風土記』の、五色龜が婦人と化した龜比賣は「天上仙人掌」と記されている。雄略紀の浦嶋子も、大龜が変身した婦に導かれて蓬萊山に至っている点が同様である。このように、浦嶋子伝説は中国的な神仙思想の影響を色濃く受けており、登場する龜の化身である姫は、仙界の存在とされている。浦嶋子伝説には、卜占についての言及は全く見られない。一方、今問題の『新撰龜相記』の「龜津比賣」は、鹿下から龜卜への変遷を神話的に語る文脈の中で、自らの甲を灼き卜占を行うことを勧めている龜の神であり、そこに神仙思想の直接的影響は認めることができない。

『丹後國風土記』の浦嶋子伝説の筆録者は、伊預部馬養連とされている。伊預部は讃岐に分布しており他は播磨・丹後の国司となっている例が見られるのみである。卜部の出身地は、律令では壹岐・対馬・伊豆の三国とされており、それ以外では筑前に多く見られる。また占部と表記されるものは、陸奥・常陸・上総・下総・武蔵等の東国に分布している。このように、卜部と伊預部馬養連本人または伊預部の関係を裏付ける積極的根拠は両氏の分布を見る限りではない。

卜部氏と浦嶋伝説との接点を、敢えて指摘するならば『丹

後國風土記』所載の浦嶋子伝説を引用した『釋日本紀』の編者が卜部兼方であることである。菅政友は、『新撰龜相記』の記事を兼方周辺の人物による偽作と推定した。<sup>(18)</sup>だが仮に『釋日本紀』編纂の際に、兼方が見て筆写した『丹後國風土記』が、卜部氏に九世紀初頭から伝わっていたものであったならば、それを兼方以前に『新撰龜相記』編者が参照して「龜津比賣」の名を記した可能性は残る。いずれにせよ、「龜津比賣」の名は風土記以前に遡り得るものではない。仮に影響関係を認めるとしても、『新撰龜相記』の所伝が、浦嶋子伝説とは全く異なった文脈で書かれていることは否定できない。

『新撰龜相記』に引かれる「龜誓」の内容は、他の氏文の伝承のように記紀以前に遡るような古い氏族の伝承を反映したものである。

#### 四

『新撰龜相記』の四二四〜四四四行には、鎮火祭の起源を語る独自の伝承が記載されている。私は以前に、その伝承の成立について考察したことがある。<sup>(19)</sup>この部分の下地になった伝承は『古事記』のイザナキ・イザナミ神話である。

『古事記』では火の効用を語る文脈であったものが、『新撰龜相記』では『古事記』の表現を引用しつつも、巧みなモ

チーフのすり換えにより、ト部の職掌である鎮火祭の起源を説明する文脈に変換されているのである。

それでは、「龜誓」の伝承は、どのように形成されたであろうか。当該伝承は、内容から記・紀の天孫降臨神話を踏まえていることが窺われる。ところが、記・紀の本文から引用した語句は見出だせない。『新撰龜相記』では、既に本文四九六〜五〇五行にニニギノミコトの降臨について次のように記述している。

天照太神、詔太子水穗國荒神掃訖。故吾太降坐治賜。  
太子啓、吾子天邇岐志國邇岐志、天津日子日子番能邇  
藝命、可降給之稱皇御孫命此由也天照太神、奉降此孫之時授八  
尺鏡草那藝劔詔、以此鏡劔爲我御靈奉齋同殿。又兒屋  
命、太玉命、詔兩神、取持天籬不傾本末仕奉皇御孫命。  
故大嘗御時中臣執掌大兆之卜事奏天神之壽詞。忌部、  
執掌班幣之事上神璽之鏡劔奉齋同殿天子幸部外傳爲水鏡皇御孫命、離  
天石座、押分天八重雲降筑紫日向高千穗峯、下津磐根  
宮柱太尻立高天原千山高知而坐也。今稱祝詞。

この記事は、鎮火祭の起源を述べた部分と同様に、『古事記』上巻の記載内容に基づいている。いっぽう、「龜誓」については次の引用部分を比較すれば、記・紀とはなく『延喜式』の「六月晦大祓」「鎮火祭」「道饗祭」の各祝詞及び「中臣壽詞」との語句や文字遣いの共通性が明白となる。

皇親神魯岐、天照太神之諡也神魯美命、高御產巢日荒振神者、掃平石  
木草葉斷其語。詔群神。吾皇御孫命者、豊葦原水穗國、  
安平知食天降奉寄之時、

〔新撰龜相記〕五三六〜五三九行)

皇親神漏岐・神漏美乃命以<sub>皇</sub>、八百萬神等<sub>乎</sub>、神集集  
賜<sub>比</sub>、神議議賜<sub>皇</sub>、我皇御孫之命<sub>波</sub>、豊葦原乃水穗之  
國<sub>乎</sub>、安國<sub>止平久所知食</sub>、事依奉<sub>波</sub>

〔六月晦大祓祝詞〕

皇親神漏義・神漏美能命持<sub>皇</sub>、皇御孫命<sub>波</sub>、豊葦原乃水穗  
國<sub>乎</sub>、安國<sub>止平久所知食</sub>、天下所寄奉<sub>志時爾</sub>、

〔鎮火祭祝詞〕

神漏岐・神漏美能命以<sub>皇</sub>、天之高市<sub>爾</sub>、八百萬神等<sub>乎</sub>、神集  
集給<sub>比</sub>、神議議給<sub>皇</sub>、我皇御孫之尊<sub>波</sub>、豊葦原能水穗之  
國<sub>乎</sub>、安國<sub>止平久所知食</sub>、天之磐座放<sub>皇</sub>、天之八重雲<sub>乎</sub>、  
伊頭之干別<sub>爾</sub>、天降所寄奉<sub>志時爾</sub>、

〔遷却崇神祝詞〕

皇親神漏岐・神漏美乃命<sub>遠持天</sub>、八百萬乃神等<sub>遠</sub>、神集<sub>倍</sub>  
賜<sub>天</sub>、皇孫尊<sub>波</sub>、高天原<sub>上事始天</sub>、豊葦原乃瑞穗乃國<sub>遠</sub>、安  
國<sub>止平久所知食</sub>、天、

〔中臣壽詞〕

この四種の祝詞は、いずれも中臣氏の創作伝来にかかるものである。それぞれが奏上されるのも、六月晦大祓・鎮火祭・道饗祭・大嘗祭というト部氏が携わる祭祀の場であ



るといふ共通点も見出だせる。

これらの祝詞が対象とする祭祀の発生は、『延喜式』の成立よりも数世紀以前にまで遡り得るものであろう。その一例を挙げるなら、大祓の記事は仲哀記に「大祓」、天武紀五年八月十六日の条に「大解除」と記されている。双方とも臨時的祭祀と考えられるが、『續日本紀』大宝二年十二月三十日に「廢大祓」とあるのはその定例化を示す記事である。更に神祇令では、「六月十二日晦日大祓」について「中臣宣祓詞」。ト部爲解除」<sup>(2)</sup>と規定されるに至る。中臣氏の配下で台頭したト部氏が、後から祭祀に関与するようになったものと見られる。このように、大祓は祭祀として発展する一方、そこで奏上される祝詞も、記・紀の天孫降臨の記事を取り込みつつ中臣氏により形成され『延喜式』に定着されたものも推定される<sup>(2)</sup>。他の三種の祝詞が作られる過程も、大同小異であらう。

問題の「龜誓」の所伝は、ト部氏が形成したのであろうが、記・紀の所伝の用い方は中臣氏の祝詞の手法に倣ったと考えられる。天孫降臨神話を下敷きに、太占から亀トへの変遷という全く異なったモチーフを加えており、それは先にふれた『新撰龜相記』所載の鎮火祭祀源の伝承の形成と軌を一にする作業だと捉えて支障はないだろう。

## 五

最後に、「龜誓」の伝承が形成された経緯について、『新撰龜相記』の成立事情との関連で考えてみたい。

他の四種の氏文は、記・紀に祖先伝承が記載されるような古い氏族が、八・九世紀の時点で自家の処遇が低下したことに對して抱いた不満の産物であったことは述べた通りである。對するト部氏は、六国史でも『續日本紀』靈龜元年十二月五日の条以前には見られない、比較の後進の氏族である。ト部氏にとって八・九世紀は、津守・忌部・物部・膳臣の四氏とは逆に、中臣氏の配下で次第に勢力を蓄え始めた時期だと思われる。従って、自家の処遇についての不満などはとうてい持ち得ない状況であったものと考えざるを得ない。しかしながら、ト部氏は朝廷内にある程度の地位を築いた満足感とは裏腹に、自らの朝廷内での歴史が浅いことをも意識せざるを得ない立場にあったに相違ない。

ここでは、『新撰龜相記』の奥書に記された天長七年前後の時代背景に着眼してみたい。この時期の特徴として、氏文の編纂が盛んに行われていたことは述べたとおりである。特に、大同二年に編まれた『古語拾遺』の意味は大きいと見るべきである。同書の巻末で展開されたような『日本書

紀』の記事を根拠とした愁訴が、ある程度の功を奏して、忌部氏の地位を回復させる裁定がなされたことは『日本後紀』大同元年八月の条に記されている。『古語拾遺』の存在によって、氏文の編纂が自家の地位を高める手段となり得る点に卜部氏が気づいたという可能性も、充分考えられよう。そこで古伝承を持たない卜部氏に、記・紀に基づいた新たな氏族伝承を創作しようという意志が生じたのではなからうか。

更に、弘仁六年に成立した『新撰姓氏録』の存在が指摘できる。この時期に、京・畿内の豪族の出自に関する目録が必要とされたということは、律令制が氏族制度の体制に立脚して成り立っていることを如実に物語っている。卜部氏は、『新撰姓氏録』では巻末の「不<sub>レ</sub>載<sub>二</sub>姓氏録<sub>一</sub>姓」に「卜部」と記されるのみで、出自等には一切触れられていない。『新撰姓氏録』で受けたこのような扱ひも、卜部氏が抱いたであろう言わば成り上がり者としての劣等感をあおったであろうことは想像に難くない。

当該伝承が作られた目的は、卜部氏が自らをあたかも記・紀に描かれるような古い氏族であるかのように装うことによって、出自を権威づけることにあったと考えられる。如上の作為を可能たらしめた背後には、同氏が始めは部民として仕え、後に同族関係を結んだ中臣・藤原氏の強力な

後ろ盾の存在をぬきには考えられない。

這般の目的や方法が成り立ち得る時代は、決して鎌倉時代に降ることなどはあり得ず、『新撰龜相記』の奥書に書かれた九世紀前半において他にはないであろう。

卜部氏は、記・紀の所伝をもとに、全く新たな氏族としての伝承を作り出していることになる。しかもその創作は、記・紀の所伝の権威を明確に意識した上で行われている点が重要である。これは、記・紀が成立後一二期を経ても、小さからぬ社会的意義を保ち続けていたという事情を示している。

記・紀の系譜や伝承が継承・受容される過程で、後進氏族たる卜部氏は主に『古事記』の所伝をもとにして、自家の伝承を全く新しく作り出しているのである。卜部氏の伝承は、述べてきたような意味において、氏族伝承のありかたとしては特異な性質を有するものだと言うことができるだろう。

また、卜部氏の氏族伝承を記した『新撰龜相記』も、他の氏文とは性格を異にしたものだと見るべきではないだろうか。

#### 注

(1) 坂本太郎氏・平野邦雄氏監修『日本古代氏族人名辞典』

一〇九―一一〇頁

- (2) 梅澤伊勢三氏『記紀批判』二七二頁
- (3) 椿實氏「新撰龜相記と新菅」(いなめ研究会編『新菅の研究2 稲と祭儀』所収) 四八―四九頁
- (4) 菅野雅雄氏「国生み神話と伊伎卜部氏の伝承」(『古事記系譜の研究』所収)
- (5) 武田祐吉氏『古事記説話群の研究』(『武田祐吉著作集』第二巻所収) 一九六頁
- (6) 注(4)前掲書一九三―一九四頁
- (7) 工藤隆氏「新撰龜相記」(『古代文学』21号)
- (8) 『新撰龜相記』の行数は、椿實氏『東大本 梵舜自筆新撰龜相記』によった。
- (9) 平野邦雄氏「日本古代における『氏』の成立とその構造」(『古代学』第十二巻第一号)
- (10) 伴信友「正卜考」(『伴信友全集』第二巻所収) 五〇七頁
- (11) 菅政友『淤能碁呂嶋考』(『菅政友全集』所収) 二六一―二六二頁
- (12) 注(7)前掲論文三三―三四頁
- (13) 注(10)前掲書五〇八頁
- (14) 三浦佑之氏「氏族と神話」(古橋信孝氏編『日本文芸史』古代I) 二〇九頁
- (15) 永留久恵氏「卜部の成立について―対馬からの視点―」(瀧川政次郎先生米寿記念論文集刊行会編『神道史論叢』所収) 九八頁

(16) 注(10)前掲書四九四頁

(17) 注(7)前掲論文三四頁

(18) 注(11)前掲書二六二頁

(19) 拙稿「新撰龜相記」所載の鎮火祭起源の伝承について」(『国文学研究』第一〇七集)

(20) 武田祐吉氏「古事記 祝詞」(『日本古典文学大系』一三四頁)

(21) 青木紀元氏「大祓の詞の構造と成立」(『祝詞古伝承の研究』所収)

(22) この条には「占部御蔭女」の名が記されるが、これは東

国(常陸)の出である。「卜部」と表記される彦岐・対馬

出身の人物は、「續日本後紀」承和元年正月八日の記事の

「卜部嶋繼」が最初である。

※ 本稿で引用した文献の本文は、それぞれ以下のものによった。

『古事記』『日本書紀』『風土記』『祝詞』―日本古典文学

大系、『續日本紀』『令集解』―新訂増補國史大系、『新

撰姓氏録』―佐伯有清氏「新撰姓氏録の研究」本文編

(付記) 本稿は平成六年度上代文学会大会(五月二十二日、於徳

島文理大学)における口頭発表に基づくものである。席

上、貴重なご意見を賜った各位に深謝申し上げます。